

申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発) (06-6208-7837)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	審査委員解任の承認
概 要	個人施行者、再開発会社は審査委員を解任しようとするときは、市長の承認を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	都市再開発法施行令 第4条の2第3項、第22条の3
審査基準	◎次に掲げる要件のいずれかを満たすことが必要です。 1 審査委員が次のいずれかに該当すると認められるとき。 (1)心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき (都市再開発法施行令第4条の2第3項第1号、第22条の3において準用する場合を含む。) (2)職務上の義務違反があるとき (都市再開発法施行令第4条の2第3項第2号、第22条の3において準用する場合を含む。) 2 その他審査委員に適しないと認められる相当の理由があるとき。
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)
提出時期	随時
提出方法	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発) へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000461490.html
備 考	